第６条　麦角菌核混入穀類等取締り要領（昭和46年２月６日付け45農政第2628号農政局長通達）の一部を次のように改正する。

第１号様式中「㊞（注）」を削り、「㊞」を削り、（注）を削る。

第２号様式中「㊞（注）」を削り、（注）を削る。

第３号様式及び第４号様式中「㊞（注）」を削り、「㊞」を削り、（注）を削る。

第５号様式中「㊞（注）」を削り、（注）を削る。

附　則

1　この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

2　この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。